

表1-ア 水道水質基準項目
水質検査表 <河和配水池系統>

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			設 定 理 由 等
				検査 頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)	
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
2	大腸菌	不検出	検出せず				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.0003	年4回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※2)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001				
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	< 0.005				
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	< 0.004				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.57	年4回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※2)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06				
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	< 0.02				
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002				
15	1,4-ジオキササン	0.05mg/l以下	< 0.005				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001				
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001				
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.11				
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.019				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007				
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003				
26	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.031				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.009				
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.009				
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	< 0.002				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.005				
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	< 0.005	省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.06				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01				
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.001				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.8				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	36	年4回		1	硬度と陰イオン界面活性剤は、原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※1)
40	蒸発残留物	500mg/l以下	110				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	発生時期に月1回	省略可能	1	夏場に1回実施する
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000003				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000003	年4回		1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.002				
45	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.7	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6				
48	味	異常なし	異常なし				
49	臭気	異常なし	異常なし				
50	色度	5度以下	< 0.5				
51	濁度	2度以下	< 0.1				
クリプトスピリジウム等によるおそれの判断(レベル1,2,3,4)		レベル1	過去における原水からの大腸菌等の検出の有無			無し	大腸菌検査回数 0回 嫌気性芽胞菌検査回数 0回
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に行うことができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に行うことができる。 ※3 水質管理目標設定項目の中から、資機材及び消毒副生成物等の観点からニッケル、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール及び従属栄養細菌について1年に1回測定する。						

表 1-イ 水道水質基準項目
水質検査表 <上野間配水池系統>

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			設 定 理 由 等			
				検査 頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない			
2	大腸菌	不検出	検出せず			12				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.0003	年4回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1				
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	< 0.002			1				
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	< 0.004			1		原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			年4回		省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.55			年4回		省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.05	1						
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	< 0.02	1						
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1						
15	1,4-ジオキサソ	0.05mg/l以下	< 0.005	1						
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	1						
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1						
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1						
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1						
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1						
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.11	省略不可	4		省略不可項目のため検査回数を省略しない			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002		4					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.016		4					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007		4					
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.004		4					
26	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001		4					
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.027		4					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007		4					
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.008		4					
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001		4					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.005	4						
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.011	省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.06		4	過去3年間の検査結果から基準の1/5を超過しているため省略しない				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01		1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)				
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.011		1					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.2		1					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1					
38	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	39	年4回		1	硬度と陰イオン界面活性剤は、原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※1)			
40	蒸発残留物	500mg/l以下	98			4				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	発生時期に月1回	省略可能	1	夏場に1回実施する			
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	0.000003			1				
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000003			1				
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.002	年4回		1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。			
45	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.7	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない			
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5			12				
48	味	異常なし	異常なし			12				
49	臭気	異常なし	異常なし			12				
50	色度	5度以下	0.5			12				
51	濁度	2度以下	< 0.1			12				
	クリプトスプリジウム等によるおそれの判断(レベル1,2,3,4)	レベル1	過去における原水からの大腸菌群の検出の有無			無し	大腸菌検査回数 0回 嫌気性芽胞菌検査回数 0回			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上にすることができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上にすることができる。									